

改 正 後	現 行	
第1～2（略）	第1～2（略）	
様式1号（第2の1の(1)関係） 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書（略） 別表1 特例適用農地等の明細書（略） 別表2 障害等の状況についての申告書		
番号	項 目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けていること 手帳に記載された障害名（ ）	
3	要介護認定（要介護状態区分5のもの）を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力の和が0.1以下になっている	
(2)	両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が90%以上になっている	
(3)	両耳の聴カレレベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	

(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している
(16)	母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度 の障害を有している
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している
(23)	満65歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である
5	福祉施設への入所の状況
(1)	生活保護法に規定する救護施設へ入所している
(2)	老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホ ームへ入居又は入所している
(3)	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設へ入所している
(4)	障害福祉サービス事業を行う施設又は障害者支援施設へ入所している

(説明・記載要領) (略)

様式1号(第2の1の(1)関係)

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書(略)

別表1 特例適用農地等の明細書(略)

別表2 障害等の状況についての申告書

番号	項目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けていること 手帳に記載された障害名()	
3	要介護認定(要介護状態区分5のもの)を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	

(2)	周辺視野角度（I / 4 視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。）が56度以下になっている、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下になっている
(3)	両耳の聴カレベルが90デシベル以上になっている
(4)	平衡機能に著しい障害がある
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある
(7)	精神に著しい障害がある
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある
(9)	胸部臓器の機能に著しい障害がある
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している
(16)	母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である
5	福祉施設への入所の状況
(1)	生活保護法に規定する救護施設へ入所している
(2)	老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームへ入居又は入所している
(3)	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設へ入所している
(4)	障害福祉サービス事業を行う施設又は障害者支援施設へ入所している

様式17号 (第2の1の(19)関係)
 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 (略)

別表1 特例適用農地等の明細書 (略)

別表2 障害等の状況についての申告書

番号	項目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳 (1級) の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳 (1級又は2級) の交付を受けていること 手帳に記載された障害名 ()	
3	要介護認定 (要介護状態区分5のもの) を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力の和が0.1以下になっている	
(2)	両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ、両眼による視野についての 視能率による損失率が90%以上になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	

(18)	両足の足指の全部の機能を廃している
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している
(23)	満65歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である
5	福祉施設への入所の状況
(1)	生活保護法に規定する救護施設へ入所している
(2)	老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームへ入居又は入所している
(3)	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設へ入所している
(4)	障害福祉サービス事業を行う施設又は障害者支援施設へ入所している

(説明・記載要領) (略)

様式17号 (第2の1の(19)関係)

相続税の納税猶予に関する適格者証明書 (略)

別表1 特例適用農地等の明細書 (略)

別表2 障害等の状況についての申告書

番号	項目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳 (1級) の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳 (1級又は2級) の交付を受けていること 手帳に記載された障害名 ()	
3	要介護認定 (要介護状態区分5のもの) を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度 (I / 4 視標による。) の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度 (I / 2 視標による。) が56度以下になっている、又は両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視野点数が40点以下	

	になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度 の障害を有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である	
5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法に規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、 介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホ ームへ入居又は入所している	
(3)	介護老人保健施設又は介護療養型医療施設へ入所している	
(4)	障害福祉サービス事業を行う施設又は障害者支援施設へ入所している	

(説明・記載要領) (略)

様式23号（第2の2の(5)及び(23)関係）

農業に従事することができなくなる故障を有するに至った旨の認定書

認 定 願

(年号) 年 月 日

〇〇市(区)町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

下記1の者は、下記2又は3の故障を有することとなつたため、農業に従事することができなくなつたので、租税特別措置法施行令〔第40条の6第51項第4号〕の規定に基づき認定願います。第40条の7第56項

記

1 2の障害又は3の事由により農業に従事することができなくなつた者

氏名	住所	申請者と の続柄	特例適用農地の所在地

2 認定を受けようとする者が有している障害

障害等の種別（該当する記号に○をつけて下さい。）		添付資料
ア	両眼の視力の和が0.1以下のもの	
イ	両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ両眼による視野に	

		ついて、損失率が90%以上のもの
聴覚	ウ	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
平衡	エ	平衡機能の著しい障害
咀嚼	オ	咀嚼又は言語の機能を廃したものの
	カ	咀嚼及び言語の機能の著しい障害
精神	キ	精神の著しい障害
神経	ク	神経系統の機能の著しい障害
臓器	ケ	胸腹部臓器の機能の著しい障害
肢体	コ	上肢又は下肢の全部又は一部の喪失
	サ	一上肢又は一下肢の用を全廃したものの
	シ	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
	ス	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部の喪失
	セ	両手の親指、人指し指又は中指の用を廃したものの
	ソ	一手の親指及び人指し指の用を廃したものの
	タ	親指又は人指し指を含めて一手の三指の用を廃したものの
	チ	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの
	ツ	両足の足指の全部の用を廃したものの
	テ	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

の		
体幹・脊柱	ト	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有するもの 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
重複	ナ	アからトまでに掲げるもののほか、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害障害が重複する場合で、その状態がアからトまでと同程度以上と認められるもの
老衰	ニ	アからナまでに掲げるもののほか、老衰により農業に従事する能力が著しく阻害されているもの

3	認定を受けようとする者が農業に従事できない事由	
	事由の種別（該当する記号に○をつけて下さい。）	添付資料
ア	1年以上の期間を要する入院	
イ	生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設への入所	
ウ	老人福祉法に規定する以下の(7)から(9)までのいずれかの施設への入居又は入所（ただし、介護保険法第19条に基づく要介護認定を受けている方又は要支援認定を受けている方が入所する場合には限りません。） (7) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を実施する住居 (8) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム (9) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム (10) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム (11) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム	

工	介護保険法に規定する以下の(7)又は(4)の施設への入所 (7) 第8条第27項に規定する介護老人保健施設 (4) 旧介護保険法第48条第1項第1号に規定する介護療養型医療施設
才	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する以下の(7)又は(4)の施設への入所 (7) 第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第9項に規定する重度障害者等包括支援、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練又は同条第16項に規定する共同生活援助）を行う施設 (4) 同条第12項に規定する障害者支援施設

4 納税猶予の適用を受けている税目及びその申告年月日
 (税目) 相続税・贈与税 (申告期限) 昭和・平成 年 月 日

上記1の者は租税特別措置法施行令 { 第40条の6 第51項第4号 } に該当することを認定する。
 { 第40条の7 第56項 }

(年号) 年 月 日
 ○○市(区)町村長 印

(添付資料)

- 2 の場合、医師の診断書等、告示の一の各号で規定する障害の状態及びその発生年月日を証明する書類を添付してください。
 - 3 の場合、病院又は施設との入院(入所)契約書等、告示の二の事由に該当すること及び入院(入所)年月日を証明する書類を添付してください。
 - 2 の二において、障害が重複するため認定を願ひ出る場合、重複する障害の状態及びその発生年月日を証明する書類を添付してください。
- なお、医師の診断書や施設への入所に係る契約書等、添付資料の作成に要する費用については、申請者に負担していただきます。

様式23号 (第2の2の(5)及び(23)関係)

農業に従事することができなくなる故障を有するに至った旨の認定書

認 定 願

(年号) 年 月 日

〇〇市(区)町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

下記1の者は、下記2又は3の故障を有することとなったため、農業に従事することができなくなつたので、租税特別措置法施行令(第40条の6第51項第4号)の規定に基づき認定願います。第40条の7第56項

記

1 2の障害又は3の事由により農業に従事することができなくなつた者

氏名	住所	申請者と の続柄	特例適用農地の所在地

2 認定を受けようとする者が有している障害

障害等の種別 (該当する記号に○をつけて下さい。)	添付資料

視覚	ア	両眼の視力が0.1以下のもの	
	イ	周辺視野角度（I / 4 視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。）が56度以下のもの、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
聴覚	ウ	両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの	
平衡	エ	平衡機能の著しい障害	
咀嚼	オ	咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
言語	カ	咀嚼及び言語の機能の著しい障害	
精神	キ	精神の著しい障害	
神経	ク	神経系統の機能の著しい障害	
臓器	ケ	胸腹部臓器の機能の著しい障害	
	コ	上肢又は下肢の全部又は一部の喪失	
	サ	一上肢又は一下肢の用を全廃したもの	
	シ	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの	
	ス	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部の喪失	
肢体	セ	両手の親指、人指し指又は中指の用を廃したもの	
	ソ	一手の親指及び人指し指の用を廃したもの	
	タ	親指又は人指し指を含めて一手の三指の用を廃したもの	
	チ	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの	

		両足の足指の全部の用を廃したものの	
	ツ	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	
体幹・脊柱	ト	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有するもの 脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
	ナ	アからトまでに掲げるもののほか、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害障害が重複する場合で、その状態がアからトまでと同程度以上と認められるもの	
老衰	ニ	アからナまでに掲げるもののほか、老衰により農業に従事する能力が著しく阻害されているもの	

3 認定を受けようとする者が農業に従事できない事由

事由の種類別（該当する記号に○をつけて下さい。）	添付資料
ア 1年以上の期間を要する入院	
イ 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設への入所	
ウ 老人福祉法に規定する以下の(ウ)から(イ)までのいずれかの施設への入居又は入所（ただし、介護保険法第19条に基づく要介護認定を受けている方又は要支援認定を受けている方が入所する場合は限りません。） (ア) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を実施する住居 (イ) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム (ウ) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム	

	(エ) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム (カ) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム	
エ	介護保険法に規定する以下の(7)又は(イ)の施設への入所 (7) 第8条第27項に規定する介護老人保健施設 (イ) 旧介護保険法第48条第1項第1号に規定する介護療養型医療施設	
オ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する以下の(7)又は(イ)の施設への入所 (7) 第5条第1項に規定する障害福祉サービス(療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練又は共同生活援助)を行う施設 (イ) 第5条第11項に規定する障害者支援施設	

4 納税猶予の適用を受けている税目及びその申告年月日
 (税目) 相続税・贈与税 (申告期限) 昭和・平成 年 月 日

上記1の者は租税特別措置法施行令 {第40条の6第51項第4号} に該当することを認定する。
 {第40条の7第56項}

(年号) 年 月 日
 ○○市(区)町村長 印

(添付資料)

2の場合、医師の診断書等、告示の一の各号で規定する障害の状態及びその発生年月日を証明する書類を添付してください。

また、障害が重複するため認定を願い出る場合、重複する障害の状態及びその発生年月日を証明する書類を添付してください。

3の場合、病院又は施設との入院(入所)契約書等、告示の二の事由に該当すること及び入院(入所)年月日を証明する書類を添付してください。

なお、医師の診断書や施設への入所に係る契約書等、添付資料の作成に要する費用については、申請者に負担していただきます。

(別添)

障害に係る認定基準

障害の区分	留意事項
視覚	(1) 両眼の視力の和とは、各眼毎の視力を別々に測定した数値を合算したものをいう。 (2) 矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡、コンタクトレンズ又は眼内レンズによって得られた視力をいう。
聴覚	(略)
平衡機能	(略)
咀嚼又は言語の機能	(略)
精神	(略)
神経系統の機能	(略)
胸腹部臓器の機能	(略)
肢体不自由	(略)
身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複して、その状態が上記に掲げるものと同程度以上と認められるもの	上記に掲げるものより軽度の障害が重複することとなった場合は、以下に掲げる事項に留意して認定を行うものとする。 (1) 認定の対象とする障害は、以下の表A、表B又は表Cによるものとし、認定を行うことができる組み合わせは表Dのとおりとする。 表A～D (略) (2) 表Dにおいて、○とされている場合においても、告示の一の(一)から(八)までの各障害と均衡を失うことのないよう留意する

こと。
 例えば、一方の眼の視力が0.02となり、表Aの1の障害（一眼の視力が0.02以下に減じたもの）に該当し、かつ、もう一方の眼の視力が0.1となり、表Cの1の障害（一眼の視力が0.1以下に減じたもの）に該当する場合、表Dでは○とされるが、告示の一の（一）の1の障害（両眼の視力の和が0.1以下のもの）との均衡を失うため、認定を行うことは望ましくない。

老衰により農業に従事する能力が著しく阻害されるもの

(略)

(別添)

障害に係る認定基準

障害の区分	留意事項
視覚	矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡、コンタクトレンズ又は眼内レンズによって得られた視力をいう。
聴覚	(略)
平衡機能	(略)
咀嚼又は言語の機能	(略)
精神	(略)
神経系統の機能	(略)

胸腹部臓器の機能	(略)
肢体不自由	(略)
<p>身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が上記に掲げるものと同程度以上と認められるもの</p>	<p>上記に掲げるものより軽度の障害が重複することとなった場合は、以下に掲げる事項に留意して認定を行うものとする。</p> <p>(1) 認定の対象とする障害は、以下の表A、表B又は表Cによるものとし、認定を行うことができる組み合わせは表Dのとおりとする。</p> <p>表A～D (略)</p> <p>(2) 表Dにおいて、○とされている場合においても、告示の一の(一)から(八)までの各障害と均衡を失ふことのないよう留意すること。</p>
<p>老衰により農業に従事する能力が著しく阻害されているもの</p>	(略)